

平成20年3月27日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は22人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際、報告いたします。

市長から平成20年3月21日付、橋総第170号をもって追加議案7件が送付されております。

次に、総務委員会委員長・辻本君から平成20年3月18日付をもって議案1件が、同じく議会運営委員会委員長・山田君から平成20年3月26日付をもって議案1件が、同じく議員・瀧君ほか6人から、平成20年3月26日付をもって議案1件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案第44号 橋本市長期総合計画基本構想について の2件

○議長（中上良隆君）日程第2 議案第39号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案第44号 橋本市長期総合計画基本構想について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）おはようございます。

それでは、早速でありますけれども、委員長報告を行います。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第44号 橋本市長期総合計画基本構想について を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第39号は賛成多数で、議案第44号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第39号は、集中改革プランにのっとり、住民票の手数料の人数割の規定による差異を解消すべく、自動交付機を利用して証明書等を取得する場合の手数料を200円、窓口で証明書等を取得する場合の手数料を300円として運用することにより、手数料の統一及び自動交付機の利用促進並びに窓口業務の効率化を図るべく、住民票等の手数料を改正するものである。

委員から、市民カードの発行数及び60歳以上の高齢者は窓口が多く、登録が少ないように思うが、利用状況はどうなっているのかとのただしがあり、総発行枚数は1月末現在2万6,040件で、うち60歳以上は7,964件登録をいただいている。高齢者の総件数に対する割合は、60歳代16.54%、70歳代4.85%、80

歳以上0.79%となっている。高齢者の普及については啓発等を行っているが、必要性を感じていただいていないので、より一層啓発に努めたいとの答弁がありました。

自動交付機手数料を据え置き、交付機の利用促進を図るといのが、高齢者にとって交付機は使いにくく、利用する高齢者側から見れば不親切な料金設定である。また、合併して3年目のこの時期になぜ値上げをする必要があるのかとのただしがあり、特定の市民の方が利益を受ける公共サービスに係る料金については、地方自治法に規定されており、利用する市民としない市民との間に不均衡が生じないように負担の公平を期するものである。また、高野口出張所の廃止により約9,000件が本庁の窓口業務となるため、財政状況を考慮して、交付機の利用促進することにより窓口業務も減り、効率化が図れるとの答弁がありました。

交付機を有効に利用していただくためにどういった対応をしているのかとのただしがあり、窓口において交付機の設置場所、利用時間等が書かれているチラシを配付するとともに、十分説明を行い利用の促進を図っているとの答弁がありました。

この改正における財政効果は380万円程度である、しかし、この費用対効果に対して市民が受ける値上げによるイメージ感は、今後の改革に大きなマイナス影響になると思う。また、このことで連鎖的にいろんな公共料金が値上げになると市民に不安があると思うが、どう考えているのかとのただしがあり、今の財政状況では歳出の抑制だけでは対応できなく、集中改革プランの中でも使用料、手数料については値上げの対象としている。現在、市民課の窓口では市民が行列をつくって待っていただいている状況であり、今の状況では窓口の人員を増やさなければ対応できない。

せっかく予算をかけて設置した交付機をPRする必要もあり、今回料金の改正を行い、経費の節減を図る必要があると判断したとの答弁がありました。

施行日の7月1日まで市民カードの普及についてどのようにするのか。また、施行日までカードの普及に対し全力を挙げて取り組めるのかとのただしがあり、毎月の広報、窓口においても、掲示により、交付機の発行手数料が窓口手数料と違うこと等の啓発を行うとともに、手続きの誘導をスムーズに処理できるように対策を考える。また、施行日まではできる限り普及に努めたいとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、今回の改正は自治体の基本的サービスである手数料で、窓口と交付機で金額が違うというのは基本的に理解できない。今回1人から4人まで200円、5人以上400円の是正の中の改正であり、住民サービスの低下であるので反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、事務に係る諸費用は手数料以上かかっており、また、全国的な平均単価でもある。財政難の折、交付機を大いに普及し、歳出の削減に努める意味においてもやむなしと考える。また、この改正については市民の方にきっちりご理解をいただけるよう対応するという事で賛成するとの討論がありました。

議案第44号は、合併後の橋本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針となる長期総合計画基本構想を定めるものである。

委員から、合併時におけるまちづくり事業の三つの重要施策、「保健福祉センター」、「産業振興センター」、「図書館」は基本構想に入っているのかとのただしがあり、この基本構想は大きな概念的なことを掲げている。こ

の3事業については基本計画の中で分野ごとに項目を設けて明記しているとの答弁がありました。

市の基本的な構想を決める重要な事業のパブリックコメントに6件の意見だけであったが、募集が市民に周知できていないのではないかと。また、それを受けてどういった対応をしたのかとのただしがあり、市の広報とインターネットホームページで募集を行った。パブリックコメントの意見については審議会に報告し、慎重審議を行った上で基本構想に反映しているとの答弁がありました。

旧高野口町の歴史の中で、平安時代後期から霊峰高野山への参詣口の一つとして発展し、その後宿場町として栄えたとの記述があるが、確かに橋本、高野口とも高野山の参詣口の一つであったのは事実であるが、発展したとなると、門前町のような扱いになるが、事実としてそういうことがなかったように思うが、どういう根拠に基づくものなのかとのただしがあり、審議会においてもそういう意見があり、協議した結果、最終的に市史編さん室の意見を反映した上で記載したとの答弁がありました。

人口減少化の中で地域の誇り、シンボル、資源等を共有することが大切であるが、そういうものが基本的理念の中に含まれているのかとのただしがあり、反映されているとの答弁がありました。

活力ある産業を育成し、若者が定住できるまちづくりの中で、高等教育機関の誘致とあるが、今、学校経営が難しい中、本当にできるのかとのただしがあり、看護学校等を視野に入れて考えているので計画に盛り込んでいるとの答弁がありました。

中心拠点、地域生活拠点が設定されているが、シビックコアについては駅周辺なのか、市役所を中心拠点にしているのかとのた

しがあり、中心拠点は市役所周辺と考えているとの答弁がありました。

本会議の議案審議の中で質疑のあった障害者の害を平仮名にすることについて、検討すると答弁があったが、検討の結果はどうなったかとのただしがあり、国の法令、制度及び国、県の通知文書は漢字による表記をしている。また、県内の他の8市においても漢字表記である。なお、都道府県では7団体が平仮名で表記している状況である。漢字にするか平仮名にするかについて当審議会の障害者団体代表者の意向を伺ったところ、代表者も役員と意見交換を持っていただき、平仮名で表記という意向をいただいたので、表記は平仮名で行いたいとの答弁がありました。

基本構想の評価はどの時点で行うのかとのただしがあり、基本構想を具体的にどう進めるかは基本計画であり、さらなる具体的なものは3年間ローリングした実施計画の流れで進めていくことになる。本市では行政評価システムを19年度試行ということで、政策、施策、事務事業の流れの中で各項目について評価している。それにより次年度の実施につき、どういう状態になっているかを評価しており、全事務事業は700くらいあるので全部はできないが、その中で評価はできると考えているとの答弁がありました。

以上、報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（浦木 博君）ただ今、総務委員長のほうから委員長報告がなされたのでありますが、その中で、一部印刷ミスがございましたので、ご訂正方よろしくお願いいたします。

委員長報告書の3ページであります。議案第44号についてでありますけれども、下から11行目であります。報告書には門前町と記載をしておるわけでありますけれども、こ

れは宿町の誤りでございます。門前町を宿町というふうにご訂正方よろしくお願いいたします。

おわびを申し上げまして、訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第39号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について 反対の立場で討論を行います。

本条例改正は、すべての市民を対象にした公共料金の引き上げを、全般的かつ本格的に行うための第一歩として提案された条例であると認識をいたします。本条例の改正提案に至った経過は、住民票発行手数料が4人家族までは200円、5人家族以上は400円が必要なこと、これはおかしいのではないかと。住民票発行手数料が家族数によって異なることは、住民サービスの遅れではないかとの市民の訴えを聞き、県下の実態調査を行ったところ、橋本市と高野口町だけが実行していることが判明をし、私は、橋本市の行政サービスの遅れの一つであることを指摘し、早急に改善することを求めたのが1年前です。当局の答えは、本条例の改正です。住民票発行手数料を200円から300円に引き上げ、家族数に関係なく手数料は300円とするものです。

問題は、今回の改正は、住民票発行手数料、印鑑証明手数料など、実に11種類もの市民化で扱う手数料のすべての引き上げを行おうと

するものです。私が求めた家族数による料金の格差是正、橋本市の行政サービスの極端な遅れに対する回答がこれだとすれば、誠に遺憾なことです。さらに、家族数に関係なく住民票発行手数料を改正した場合、十数万円の減収となると。このことは絶対に許されないとする行政の説明を聞き、私は危惧の念を抱きます。

今後、このような市政運営を行うとしたら、大変なことになります。それは、市民に安易に負担を求め、財政を健全化しようとしているとしたら、私は確信を持って、橋本市の財政健全化は困難であると、このことを忠告し、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市長期総合計画基本構想について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について と、日程第5 議案第47号 市道の認定についての2件

○議長(中上良隆君) 日程第4 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について と、日程第5 議案第47号 市道の認定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会副委員長 15番 石橋君。

〔15番(石橋英和君)登壇〕

○15番(石橋英和君) それでは、委員長報告を行います。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について 議案第47号 市道の認定について を審査するため、3月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第46号は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本林間田園都市駅前輸場の指定管理者として、社団法人橋本市シルバー人材センターを指定し、指定期間は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第47号は、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として、橋本市土地開発公社所有地内に市道と京奈和自動車道の側道をつなぐ道路として建設され、橋本市土地開発公社により移管を受ける道路で、下兵庫山ノ谷線、

延長131.067m、幅員6.50m、及び橋本市民病院より橋本市民病院旧官舎跡地への進入道路として建設され、橋本市へ移管を受ける道路で、東家下小平線、延長88.85m、幅員4.0mから9.21mの2路線を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、市民病院官舎跡地の処分について 追加があり、企業会計で事業を進める中、当初は解体して土地を売却する計画であったが、病院の現財政状況では困難であり、現在は官舎を残した状態で売却する方向で、市民病院と市長部局との協議を進め、早急に処分できるようにしたい との答弁がありました。

以上で報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(中上良隆君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第46号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 市道の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について から、  
日程第9 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（中上良隆君）日程第6 議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について から、日程第9 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、委員長報告の前に、一つお礼を申し上げたいことがあります。今委員会におかれましても、本年度で退職される方につきまして、本当にいろんなさまざまなご意見をいただき、また答弁をいただき、この橋本市の活性にご尽力いただきました。委員会ほか、本年度で退職される皆さまには、これからも橋本市の行政の経験と職員の誇りを持って、これからの人生を全うしていただきたいと思います。そして、橋本市がこれからまた皆さまのお力を必要とするときは、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

そういう皆さま方にまず感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第34号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第38号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第31号は、高齢者の医療の確保に関する法律及び和歌山県後期高齢者医療に関する条例が、平成20年4月1日より施行されることに伴い、後期高齢者医療制度に関し、本市が行う事務及びその実施に関し、必要な事項を定めるものである。

委員から、後期高齢者医療制度において、低所得者に対する救済措置として、国民健康保険並びに介護保険と同様に、市独自の減免制度を導入することは法的に可能なのかとのただしがあり、現時点で法的に可能かどうか判断できないが、法的な減免制度でなく助成措置の導入を検討している自治体もあるとの答弁がありました。

特別徴収に係る件数について ただしがあり、被保険者7,248人のうち、年金が年18万円以上、かつ介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1以内の方、5,063人が対象となる との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を強制加入させ、

年金が年額18万円以上の方に対しては、年金から保険料を天引きし、現在、社会保険などに扶養家族として加入し、保険料を支払う義務のない高齢者には新たに保険料を支払わせ、さらに、極めて低所得の方にも保険料を課し、1年以上保険料を滞納すれば保険証を取り上げ、病院に行きたくても行けない状況を生じさせる。また、診療報酬改正による後期高齢者診療料の導入で、74歳以下の医療と比べ格差が生じることになる。今日の日本、橋本市を築いてきた75歳以上の高齢者に対し、これだけ厳しい制度を課すことは納得できないため、本制度の中止撤回を求め、本条例の制定に反対するとの討論がありました。

議案第34号は、健康保険法等の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律が、平成20年4月1日より施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

委員から、現役並み所得者を除く70歳から74歳の方の一部負担金を1割から2割に引き上げる一方、患者負担を4月から1年間、1割に据え置く特例措置がある。この点について、すべての被保険者に対し、どのような方法で周知徹底を図ろうとしているのかとのただしがあり、被保険者に発行する高齢受給者証に1割とする旨を記載し、厚生労働省の指導により受給者証発送時に周知のためのパンフレットを同封することになっている。さらに、国民健康保険中央会より、地方紙、全国紙すべてに折り込みチラシを入れることになっている。仮に被保険者が理解されていなくても、本特例措置については医療機関に対し文書が通知されており、診療時の受給者証提示により措置していただけるため、混乱は起きないと考えているとの答弁がありました。

一般健診から特定健診への切り替えに伴う本市の財政負担について ただしがあり、1

件当たりの健診委託料については、一般健診と特定健診で大きな差異はないと考えている。特定健診の実施については、各保険者に義務付けられているため、国民健康保険特別会計において健診委託料が増えても、市全体で見れば負担増にはならないとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、高齢者控除の廃止による住民税の大幅な負担増、国保税・介護保険料の負担増に加え、年金受給額の引き下げといった過酷な状況のもと、今回の1割負担から2割負担への引き上げは納得できない。国の法改正に伴う条例改正であるものの、高齢者の生活実態を最も具体的に把握している地方自治体は、可能な限りの施策を講じて高齢者の方々の負担を軽減すべきであると考えているが、そうした姿勢が見えないため反対するとの討論がありました。

議案第38号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、平成20年度から65歳以上74歳以下の方を対象に国民健康保険税を年金から徴収する特別徴収を実施するため、所要の改正を行うものである。

委員から、特別徴収により年金受給額の半分を天引きされる高齢者の生活を考えているのかとのただしがあり、本条例改正については、後期高齢者医療制度と同様、国の高齢者施策の制度設計の一環として実施するものである。生活できるかどうかについては個々の生活実態によって違うが、困窮する場合は、行政として他の施策を含めて手を差し伸べる必要があるとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、高齢者の暮らしが大変な時期に、本人の了解を得ずに高齢者の暮らしの命綱である年金から保険税を天引きする特別徴収を実施することに納得できないため反対するとの討論がありました。

議案第45号は、21年4月開園予定の橋本市

立高野口こども園について、指定管理者制度を導入するため、指定管理者の募集を行い、市内から2法人、県内から1法人、県外から1法人の計4法人の応募があった。その後、指定管理者選定委員会要綱に基づき設置された、学識経験者・財務専門家・地域代表者各1名、幼保保護者3名、幼稚園長・保育園長各1名、市職員6名の計14名の委員で構成する選定委員会において、書類審査、応募者によるプレゼンテーションを実施し、採点による判定を行い、その選定結果に基づき、当施設の指定管理候補者として、社会福祉法人子どもの家福社会を選定し、指定期間を21年4月1日から26年3月31日までの5年間とするものである。

委員から、指定管理者仕様書に引継期間が1月から3月と明記されているが、今後、法人との協議により、もっと充実した引継期間を確保できないのかとのただしがあり、他市の状況等も研究し、仕様書には引継期間を明記しているが、これは最低条件と考えている。今回、提案している法人が持つ経験やノウハウを生かしながら、引継保育も含めたさまざまな協議を行い、子どもに精神的なストレスや動揺を与えないよう、具体的な引継方法や期間を決定していきたいとの答弁がありました。

障害児を受け入れる際、加配職員は配置されるのかとのただしがあり、本市の障害児保育の実施要綱に基づき行うことになり、障害児の乳幼児療育検討委員会において、障害の程度によって加配職員数等が決定されることになるとの答弁がありました。

指定管理者の評価方法について ただしがあり、毎年、自己評価・外部評価を行い、公表することにより、教育・保育の充実を図っていきたい。指定期間満了の1年から2年前に再評価を行い、継続の判断をすることにな

る。また、毎年の内部評価・外部評価で問題がある場合は、指導・改善等を行うことになるとの答弁がありました。

今回の法人は兵庫県内で5園運営されているが、高野口こども園においても同様の教育・保育内容となるのかとのただしがあり、本園は公設民営であるため、保育園・幼稚園、教育委員会の現場・担当職員で構成しているワーキンググループで作成中であるこども園の保育内容、カリキュラムを引き継いでいただく必要はあるが、法人の特性も生かせるよう、今後、早急に法人と内容を詰めていきたいとの答弁がありました。

仕様書や協議された事項に基づき運営をしていただくよう、指定管理者に対し指導できる根拠について ただしがあり、今回の指定管理者の指定議案を可決いただければ、法人と協定を結ぶことになり、運営に関する詳細等、整理したものを明記したいとの答弁がありました。

指定管理者の選定において、公共工事等と同様に市内業者優先について配慮されたのかとのただしがあり、本市の幼児教育をどのような法人に任せるのかという観点から、市内、市外ということは考慮していないとの答弁がありました。

建物の施設内容、設計に対し、法人から修正の要望等があった場合の対応について ただしがあり、現在、建築確認申請中でもあり、大きな修正や法律上できないものもあるが、要望があれば、可能な範囲内で対応していきたいとの答弁がありました。

市の幼稚園・保育所に勤務する嘱託・臨時・パート職員の採用について ただしがあり、仕様書のとおり、これら職員が採用を希望する場合は積極的に雇用していただけるものと考えているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、橋本市が延々

と充実・発展させてきた子育て支援策の中心である幼稚園・保育園事業を民間に委託することは、少子化対策が強く求められている今日、本市は子育て支援の中心から撤退することになる。民間委託の問題点の一つに徹底的な経費の削減があり、行政は幼保一元化5カ年計画を実行すれば約3億円の経費が削減できると説明しており、子育て支援策に経費削減のメスを入れることは納得できないため反対するとの討論がありました。

以上、委員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を現在入っている保険から切り離し、新しい保険に入らせ、一人ひとりから保険料を徴収するものです。今まで扶養家族で保険料を払っていなかった人からも徴収しますし、月1万5,000円以上の年金受給者は年金から天引きされます。また、1年間滞納すると資格証明書が発行されます。滞納すると考えられるのは、月1万5,000円に満たない年金の方であり、窓口で医療費を全額負担するというのは、医療を受けるなというのに等しいことです。受けられる医療にも差別が持ち込まれます。

外来では、後期高齢者診療料が導入されま

す。これは、糖尿病、高血圧、認知証などの慢性疾患を抱える75歳以上のお年寄りを1人の開業医が総合的、継続的に診察するための報酬で、患者1人につき1医療機関のみと限定されました。この診療料を希望した開業医が患者の同意を得た上で診察する仕組みです。後期高齢者診療料は、検査、画像診断、処置、医学管理をすべて含んで、月1回6,000円の定額制です。青森市医師会は、糖尿病、心疾患、がんなどと専門分化している現状を無視して、1人の主治医によって一元管理するのは無理と問題点を挙げています。そして、後期高齢者診療料を算定しないことを呼びかける文書を25日までに会員に送付したということです。

また、終末期医療では、医師が回復を見込むことが難しいと判断した場合、医師と患者、家族らが終末期の診療方針を話し合っ、文書などにまとめたときに支払う、後期高齢者終末期相談支援料2,000円を新たにつくりました。入院についても、退院困難な要因のある高齢者に、退院支援計画をつくって、退院させた病院への支払いを1,000円増やす後期高齢者退院調整加算を新設いたしました。

以上のように、年齢で差別し、高齢者を医療から遠ざける後期高齢者医療制度の4月実施の中止撤回を求める立場から、本条例の制定に反対いたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

[3番(富岡清彦君)登壇]

○3番(富岡清彦君) 議案第34号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本条例は、70歳から74歳の方の医療費負担について、現在の1割負担を2割負担に引き上げる条例改正です。今、高齢者の皆さんの暮らしは、高齢者控除の廃止による住民税の大幅増、国保税、介護保険料の負担増に加え、年金受給額の引き下げ、これ以上の負担増には耐えられない、暮らしていけなくなるなどの不安な声が聞こえてきます。このような状況のもとで、さらなる医療費負担の増額の求めることは納得できません。

国の法改正に伴う条例改正であっても、高齢者の皆さんの生活実態を具体的に掌握している自治体は、可能な限りの施策を講じて、高齢者の皆さんの負担を軽減すべきであると考えます。そうした姿勢が見えてきません。

なお、議案審議で問題となった、条例は1割負担を2割負担に改正し、この条例は平成20年4月1日から施行するとしながら、1年間は従来どおりとする件で、行政はしっかりと市民に説明責任を果たし、ただ1人も2割負担者が出ないようにすることを強く求め、反対討論といたします。

○議長(中上良隆君) ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

[2番(阪本久代君)登壇]

○2番(阪本久代君) 議案第38号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の新設に伴い、65歳から74歳の高齢者の皆さんの国民健康保険税の徴収を、普通徴収から特別徴収に変更する一部改正です。

65歳以上の皆さんは、介護保険料に続いて国保税も年金から天引きされることとなります。高齢者の皆さんにとって、年金は暮らしの命綱です。それなのに、後期高齢者医療制度と同じように、年額18万円以上の場合、年金から天引きするというのです。高齢者控除の廃止による住民税の大幅な負担増。介護保険料の3年ごとの見直しによる負担増によって、高齢者の生活は大変な状況になっています。暮らし優先で、安心した老後を保障するのではなく、暮らしそっちのけで税を先に天引きするやり方は納得できません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長(中上良隆君) ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので

で、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

[3番(富岡清彦君)登壇]

○3番(富岡清彦君) 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についての議案に反対の立場で討論を行います。

本議案は、高野口こども園の運営を社会福祉法人子どもの家福祉会に委託するものです。橋本市が営々と充実、発展させてきた子育て支援策の中心、保育園、幼稚園事業を民間に委託することは、今日ほど少子化対策が強く求められているとき、橋本市は子育て支援の中心から撤退することになります。市長は、子どもは橋本市の宝と表現しますが、保育園児・幼稚園児の保育・教育を民間に委託してしまえば、時間がたてば、橋本市の宝の変化など、自治体が掌握できなくなってしまうことは明らかではないでしょうか。

民間委託の問題点の一つは、徹底した経費の削減です。行政は、幼保一元化5カ年計画を実行できれば、約3億円の経費が削減できると説明しています。子育て支援策にばっさりとメスを入れることは納得できません。

二つは、はじめに民間委託ありきのこども園計画をつくったことから、幼稚園がなくなってしまう。

三つは、先ほど述べた少子化対策の中心からの撤退です。

四つは、現在のサービス維持の保障がないことです。

本議案の関連で述べましたが、高野口こども園の指定管理者の指定については、本当に公平に競争が行われ、決定されたのか、私は疑問を感じます。

以上、反対討論とします。

○議長(中上良隆君) ほかに討論する方ありませんか。

13番 瀧君。

[13番(瀧 洋一君)登壇]

○13番(瀧 洋一君) ただ今議題になっております議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど、反対討論の中で、これからの橋本市の発展を考えていく上で、子どもが非常な宝である、これは私も同感でございます。そして、今回の指定管理にあたりまして、より一層子どもたちの保育環境の充実、そしてまた子育て支援の部分に力を入れていただける法人が選定されたということについて、非常に頼もしく思っておる次第であります。

また、幼稚園教育がなくなるのではないかと、こんな討論がございましたが、ただ今、幼稚園教育、そして保育所の教育の、いわゆる5領域というのは全く同一であり、そして、保育所の機能の方が、地域の子育て支援対策において努力義務が設けられておることなどを鑑みまして、決して劣るものではございません。また、全く幼稚園教育がなくなるというのではなく、午前中の保育に教育環境を残しつつ、午後から以降の養護にあたるということが仕様書でも明記をされておりました。

また、今回の選定にあたりまして、今までなかったことだと思うんですが、幼保の保護

者の方も公募により入っていただき、2回にわたり委員会を開いていただいたと聞いております。また、委員会の中で、この採点結果についても資料をちょうだいしておりますが、応募4法人の中で断トツの成績でありました。

このように、従来の庁内の会議で決めるのではなく、広く学識経験者、財務専門家、地域代表者、保護者、幼稚園長、保育園長を含めた形での審査が行われましたことを評価したいと思います。これからもより一層子育て支援の充実を願ひまして、賛成の討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。